

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（前日に休日は、  
当日の発行を  
おこなう）

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県卸売市場整備計画の決定（農畜園芸課）

## 告 示

### 鳥取県告示第七百八十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき、鳥取県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## ま え が き

近年、卸売市場を取り巻く環境は、食に係る消費支出の増大に伴う消費の質志向・サービス志向等の変化、花き需要の増大と消費の質的变化、消費者の購買行動の変化、売手サイドでの出荷の計画化・大型化、買手サイドでの量販店・外食チェーン等品質・数量・価格に対する安定志向する実需者の増大、国際化を含めた時間的・空間的流通圏の拡大、情報化の進展、さらには近年における労働力の確保難等大きく変化してきている。

生鮮食料品等の流通に係る諸条件が変化するなかにおいて、今後とも卸売市場が流通の中核を担う社会的システムとしてその機能を発揮するためには、卸売市場を長期的な展望の下に整備していくことが重要である。

このため、卸売市場法第6条の規定に基づき、本県卸売市場の整備を進めることとし、青果物、水産物及び花きについて、昭和58年度を基準年度とし、平成7年度を目標年度とする鳥取県卸売市場整備計画を策定する。

目次	
第1 目標年度	2
第2 卸売市場の適正な配置の方針	2
1 生鮮食料品等の流通事情	2
2 品目別流通圏の設定	6
3 卸売市場の配置計画	12
第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標	15
1 立地に関する事項	15
2 施設の種類に関する事項	15
3 施設の規模に関する事項	15
4 施設の配置及び運営に関する事項	15
5 施設の構造に関する事項	16
第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項	16
1 取引に関する事項	16
2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	16
第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	16
1 卸売業者の経営の近代化の目標	16
2 その他重要事項	17
【別記】	
卸売市場施設規模算定基準	17
流通圏区分図	19
需要量及び市場取扱量の現状とその見通し	21

第1 目標年度	平成12年度
第2 卸売市場の適正な配置の方針	
1 生鮮食料品等の流通事情	
(1) 需要の現状とその見通し	
需要の要因となる本県人口は、昭和30年の614千人を頂点として、その後は減少を続け、昭和45年には569千人まで落ち込んだが、それ以降増加に転じ、昭和58年には612千人、昭和60年にはピーク時の昭和30年の人口を超えるに至っている。	
しかし、昭和60年以降は横ばい状態で、昭和63年には616千人となっている。	
第6次鳥取県総合計画によると、平成12年の人口は633千人程度と推定されている。	
なお、人口の地域別分布については、市部集中の傾向が依然として続いており、市部の人口は昭和63年で361千人で県総人口の59%を占めている。	
野菜、水産物及び花きの需要は、人口の伸びによる増加と1人当たりの消費量の増加によって増大が見込まれるが、果実については、人口の伸びによる増加は期待できるものの、1人当たり消費量が減少すると予想されるため、全体量としてはほぼ横ばいと見込まれる。	
ア 野菜（いも類を含む。以下同じ。）	
所得水準の向上に伴い、食生活は高級化及び多様化し、需要も季節の別なく多品目化してきており、この傾向は今後も続くものと見込まれる。	

昭和58年から昭和63年までの間の需要量の推移を品目別にみると、土物類がやや増加し、生しいたけが増加、豆類がやや減少傾向がみられるほか、他の野菜類はほぼ横ばいであり、全体的にもほぼ横ばいの状態にある。

昭和63年度における1人当たりの消費量は186.5キログラムで、これによる総需要量は84,135トンである。

平成12年においては、1人当たり年間需要量は189.3キログラムと見込まれ、これによる総需要量は88,177トン(昭和63年対比105パーセント)に達するものと予想される。

イ 果 実

果実の需要は、みかん、バナナ、すいか、りんご、なし等が中心であるが、1人当たり需要量は伸び悩んでおり、この傾向は今後も続くものと見込まれる。

昭和63年における1人当たり年間需要量は84.4キログラムで、これによる総需要量は、52,022トンである。

平成12年においては、1人当たり年間需要量は83.2キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、52,666トン(昭和63年対比101パーセント)に達するものと予想される。

なお、本県1人当たりの年間需要量が全国平均(15万未満都市で、63年64.9キログラム、12年64.0キログラム)より多いのは、本県がなし、すいか等の主要産地であることによるものと考えられる。

ウ 水産物

水産物(魚介類)は動物性たん白源として重要であるが、その需要は、生活水準の向上に伴い、多様化及び高級化の傾向にある。今

後の需要は、ゆるやかな伸びを示すものと予想される。

昭和63年における1人当たり年間需要量は70.2キログラムで、これによる総需要量は49,269トンである。

平成12年においては、1人当たり年間需要量は75.2キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、47,602トン(昭和63年対比110パーセント)に達するものと予想される。

エ 花 き

最近における花きの需要は、生活水準の向上に伴い、きわめて旺盛なものがあり、同時に、多様化及び高級化の傾向が著しい。今後も花きの需要は大幅に増加するものと見込まれる。

昭和63年における1人当たり年間需要量は39.1本(鉢物を含む。)で、これによる総需要量は24,100千本である。

平成12年においては、1人当たり年間需要量は72.8本と見込まれ、これによる総需要量は、46,082千本(昭和63年対比191パーセント)に達するものと見込まれる。

(2) 供給の現状とその見通し

ア 野 菜

本県には、ねぎ、だいこん、キャベツ、ブロッコリー、らっきょう、ながいも等の特産的野菜が、砂畑、黒ぼく畑、転作田で栽培されているほか、鳥取、倉吉、米子及び境港の各市近郊で、主として葉菜類及び半促成栽培による果菜類が栽培されている。近年、作型が多様化し、周年供給体制が進展しつつある。

特産的野菜は、主として県外市場に出荷されるのに対し、その他の野菜は、そのほとんどが県内市場に出荷されている。

作付面積は、需要の動向を反映して変動しているが、最近は、ねぎ、ズッコリコーの伸びが顕著で、他の野菜は全体的に停滞傾向にある。

昭和63年における作付面積は5,251ヘクタール、生産量は120,720トンであり、このうち27,541トン(23パーセント)が県内市場に、残り93,179トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと見られる。

平成12年の生産量は134,949トン(昭和63年対比112パーセント)が見込まれ、83,700トン(25パーセント)が県内市場に、残り101,249トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

#### イ 果 実

本県で生産される果実は、なし、かき及びぶどうのほか、果実的野菜のすいか、メロン及びいちごが主なもので、これらの6品目で作付面積全体の94パーセントを占めており、なかでも、なしの占める割合が54パーセントとなっている。今後は、品種更新及びハウス栽培による施設化が進むものと見込まれるが、生産全体としては果実は横ばいからやや減少、果実的野菜がやや増加傾向と考えられる。

昭和63年における作付面積は、6,571ヘクタール、生産量は150,607トンであり、このうち12,312トン(8パーセント)が県内市場に、残り138,295トンが県外市場、市場外流通、自家消費に仕向けられたものと見られる。

平成12年の生産量は144,826トン(昭和63年対比96パーセント)

が見込まれ、12,000トン(8パーセント)が県内市場に、残り132,826トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと考えられる。

#### ウ 水産物

水産物の生産量は、沖合漁業によるものが全体の95パーセントを占め、沿岸漁業の占める割合は低い。

今後、沿岸漁業については栽培漁業の推進、漁場の開発・整備、漁船装備の近代化等により、漁獲量の増加要素はあるものの、沖合漁業では、水揚げの大半を占めるマイワシの資源動向から、生産量は減少する可能性が高いものと思われる。

昭和63年における生産量は、429,456トンであり、このうち県内市場に6,521トン(2パーセント)、その他県外、加工向等に422,935トンが仕向けられたものと見られる。

平成12年度における生産量は383,134トンが見込まれ、このうち、県内市場には11,494トン(3パーセント)程度が仕向けられるものと予想される。

#### エ 花 き

本県における花きのうち切花類(枝物含む。)は、鳥取市及び米子市近郊のほか、気高郡等で栽培されていたが、最近、転作田等を利用して栽培が全県に波及し、生産が急速に拡大するとともに、高品質化が進展している。また、一部地域で鉢物の栽培も始められている。

昭和63年における栽培面積は55ヘクタール、生産量は12,105千本で、このうち7,236千本(60パーセント)が県内市場に、残り4,869

千本が県外市場、市場外流通に仕向けられたものと見られる。

平成12年においては、栽培面積は 160ヘクタール、生産量は 37,610千本(昭和63年対比 311パーセント)が見込まれ、30,088千本(80パーセント)が県内市場に、残りの 7,522千本が県外市場、市場外流通等に仕向けられるものと予想される。

(3) 卸売市場流通等の現状とその見通し

ア 青果物

本県では、青果物を取扱う地方卸売市場は、鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の 6 市場(6 卸売業者)である。このうち、鳥取市が開設している 1 市場が公設市場で、その他は民営市場である。

イ 野菜

昭和63年における野菜の取扱量は、キャベツ、だいこん、たまねぎ、はくさい、きゅうり、トマト、ばれいしょ、にんじん、レタス、なすの順となっており、この10品目で全体の88パーセントを占めているが、今後においても、このような傾向で推移するものと予想される。

昭和63年における市場流通量は53,698トンで、需要量の64パーセントとなっている。

平成12年における市場流通量は58,907トン(昭和63年対比109.7パーセント)で、需要量の 57パーセントが見込まれる。また、鳥取、米子市場における県外及び県内産別入荷割合は、昭和58年において県外産37パーセント、昭和63年においても48パーセントと、県外に依存する割合は高くなっている。

(4) 果 実

昭和63年における果実の取扱量は、かんきつ類、バナナ、すいか、りんご、なしの順となっており、この 5 品目で全体の74パーセントを占めているが、今後においても、このような傾向で推移するものと予想される。

昭和63年の市場流通量は43,117トンで、需要量の71パーセントとなっている。

平成12年における市場流通量は45,230トン(昭和63年対比104.9パーセント)で、需要量の 73パーセントが見込まれる。また、鳥取、米子市場における県外及び県内産別入荷割合は、昭和58年、63年とも74パーセント(うち輸入果実19パーセント)で、県外産の依存度は高く、この傾向は、今後変わらないものと予想される。

イ 水産物

本県には、水産物市場が19市場(22卸売業者)あるが、そのうち消費地市場は 3 市場(4 卸売業者)あり、そのうち 1 市場が公設地方卸売市場で、その他は民営市場である。

一方、産地市場は、公設の県宮境港水産物地方卸売市場と漁業協同組合が開設する 4 地方卸売市場の他に、卸売市場法施行令第 2 条で定める規模未達の市場が 11 市場ある。

産地市場のうち、県宮境港水産物地方卸売市場は、日本有数の漁業基地であることから、本県漁船のみならず、他県の漁船による水揚げも多く、水産物需要及び流通形態の変化に伴い、産地市場と消費地市場の両方の性格をもつ市場となっている。

昭和63年における消費地市場の流通量は14,208トン(うち県内産

6,521トン)で、需要量の29パーセントとなっている。

平成12年においては、消費地市場の流通量(県管境港水産物地方卸売市場の消費地部門を除く)は、市場機能の向上、流通形態の變化等から15,629トン(昭和63年対比110パーセント)が見込まれ、需要量の29パーセントと予想される。

ウ 花き

花き卸売市場は、鳥取市、倉吉市及び米子市に5市場あり、5卸売業者により卸売が行われているが、このうち花き専門の卸売業者は、鳥取市、倉吉市の各1卸売業者で、その他は、青果物卸売業者により扱われている。

今後は、需要の大幅増加と県内生産の拡大、市場施設の整備等により、市場流通量も大幅に増加するものと予想される。

昭和63年における市場流通量は26,094千本で、需要量の95パーセントを占め、平成12年には43,039千本(昭和63年対比165パーセント)が見込まれ、需要量の93パーセントになるものと予想される。

2 品目別流通圏の設定

(1) 流通圏概況

流通圏は、人口、交通事情、経済圏、市場の配置状況等からみて、青果物(野菜及び果実)、水産物及び花きとも消費地市場については、鳥取、倉吉及び米子の3市を中心とした東部、中部及び西部の3流通圏とする。

なお、3流通圏とも、圏外の県内外近隣地域へ生鮮食料品の供給が行われている。

ア 東部流通圏(1市12町2村)

人口 昭和63年 247,997人

平成12年 256,000人(推計)

鳥取市を中心とする地域で、国道9号、29号、53号、178号及び873号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、山陽、兵庫北部との交通の便もよい。

市場は、昭和48年4月に開設された鳥取市公設地方卸売市場があり、青果物2卸売業者、水産物2卸売業者及び花き1卸売業者によりそれぞれ卸売が行われている。

卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、卸売業者の統合に務めるとともに、施設整備を行うものとする。

イ 中部流通圏(1市8町1村)

人口 昭和63年 122,263人

平成12年 123,000人(推計)

倉吉市を中心とする地域で、県内では農業生産の盛んな地域であり、農産物供給基地としての基盤も確立している。道路網も、国道9号、179号及び313号並びに中国縦貫自動車道により、岡山県北部及び京阪神との交通の便もよい。

この流通圏の市場は統合整備がなされ、平成2年10月に開場された倉吉総合卸売市場に、青果、水産物、花きの3市場があり、各1卸売業者により卸売が行われている。

ウ 西部流通圏(2市11町1村)

人口 昭和63年 246,111人

平成12年 254,000人(推計)

米子市を中心とする商工業都市として発展している地域であるが、

弓浜地域は野菜の主産地であり、大山山麓地域は農産物の供給基地となっている。

交通事情は、国道9号、180号、181号及び183号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、岡山、広島等との交通の便もよい。また、建設が進行中である中国横断自動車道は、一部区間で供用開始がなされ、さらに、中国縦貫自動車道との接続も見込まれ、各方面への交通の便はさらによくなるものと考えられる。

市場は、青果物の4市場と水産物の消費地市場が1市場あるが、米子市の青果物3市場については、市場及び卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、統合整備を必要とする地域と考えられる。

また、県宮境港水産物地方卸売市場は、西日本屈指の水産物供給地に位置しているため、その流通範囲は、県内のみならず、全国の各都市にも及んでいる。

当市場は、産地市場と消費地市場の性格を持っているので、産地・消費地市場として整備する。

#### エ 水産物産地市場と流通圏

水産物の産地市場については、立地条件、利用範囲、集分荷機能等の面から、中型産地(賀露、網代、田後)及び小型産地(沿岸小産地)に大別される。

なお、産地市場の流通圏は県下一円とする。

#### (2) 品目別流通圏の設定

野 菜

流通圏 (No)	区 域	流 通 圏 人 口		市場供給対象人口		市 場 取 扱 量		備 考
		昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	
東 部 No 1	鳥取市、国府町、岩美町、 福部村、気高町、鹿野町、 青谷町、郡家町、船岡町、 河原町、八束町、若桜町、 用瀬町、佐治村、智頭町	247,997 (88,641)	256,000 (89,420)	148,366 (19,408)	159,420 (20,924)	20,249 (2,563)	22,213 (2,910)	○1人・年間 消費量 63年度 186.5kg 12年度 139.3kg
		泊村、東郷町、倉吉市、大栄町 岡山県(英田郡、勝田郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡、養父 郡、朝来郡の一部)						
中 部 No 2	倉吉市、泊村、東郷町、 羽合町、三朝町、関金町、 北条町、大栄町、東伯町、 赤碕町	122,263 (44,918)	123,000 (45,180)	26,707 (4,088)	28,736 (4,382)	3,647 (558)	4,001 (612)	岡山県(真庭郡、吉田郡の一部)
		岡山県(真庭郡、吉田郡の一部)						
西 部 No 3	米子市、境港市、中山町、 名和町、大山町、淀江町、 日吉津村、岸本町、金見 町、西伯町、溝口町、江 府町、日野町、日南町	246,111 (138,371)	254,000 (142,120)	217,909 (34,064)	234,705 (37,093)	29,802 (4,709)	32,693 (5,165)	赤碕町、東伯町、倉吉市 島根県(安来市、能義郡、八束 郡、仁多郡、隠岐郡の一部) 岡山県(真庭郡の一部) 広島県(比婆郡の一部)
		赤碕町、東伯町、倉吉市 島根県(安来市、能義郡、八束 郡、仁多郡、隠岐郡の一部) 岡山県(真庭郡の一部) 広島県(比婆郡の一部)						
計		616,871 (269,274)	633,000 (276,720)	392,982 (57,560)	422,861 (62,399)	83,689 (7,920)	58,907 (8,687)	

(注) ( ) 内数字は、具外流通圏分であり、流通圏人口欄については上段数字の外数、市場供給対象人口欄及び市場取扱量欄については上段数字の内数である。以下同じ。



果 実

流通圏 (No)	区 域	流 通 圏 人 口		市 場 供 給 対 象 人 口		市 場 取 扱 量		他の流通圏との重複区域	備 考
		昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)		
東 部 No 1	鳥取市、国府町、岩美町、 福部村、気高町、鹿野町、 青谷町、郡家町、船岡町、 河原町、八束町、若桜町、 用瀬町、佐治村、智頭町	247,997 (86,641)	256,000 (89,420)	220,380 (28,678)	234,447 (30,671)	18,592 (2,422)	19,503 (2,555)	泊村、東郷町、倉吉市、大栄町 岡山県(英田郡、勝田郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡、養父 郡、朝来郡の一部)	○1人・年間 消費量 63年度 84.4kg
中 部 No 2	倉吉市、泊村、東郷町、 羽合町、三朝町、関金町、 北条町、大栄町、東伯町、 赤碓町	122,263 (44,918)	123,000 (45,180)	26,995 (-4,132)	28,736 (4,382)	2,281 (349)	2,393 (366)	岡山県(真庭郡、苫田郡の一部)	12年度 83.2kg
西 部 No 3	米子市、境港市、中山町、 名和町、大山町、淀江町、 日吉津村、岸本町、会見 町、西伯町、溝口町、江 府町、日野町、日南町	246,111 (137,715)	254,000 (142,120)	263,582 (41,590)	280,561 (44,341)	22,244 (3,515)	23,334 (3,687)	赤碓町、東伯町、倉吉市 島根県(安来市、能義郡、八束 郡、仁多郡、隠岐郡の一部) 岡山県(真庭郡の一部) 広島県(比婆郡の一部)	
計		616,371 (269,274)	633,000 (276,720)	510,957 (74,400)	543,744 (79,394)	43,117 (6,286)	45,230 (6,608)		

水 産 物

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		市場供給対象人口		市 場 取 扱 量		他の流通圏との重複区域	備 考
		昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)		
東 部 No.1	鳥取市、国府町、岩美町、 福部村、気高町、鹿野町、 青谷町、郡家町、船岡町、 河原町、八束町、若桜町、 用瀬町、佐治村、智頭町	人	人	人	人	トン	トン	泊村、東郷町、羽合町、倉吉市 岡山県(美田郡、勝田郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	○1人・年間 消費量 63年度 70.2t 12年度 75.3t
		247,997	256,000	101,396	104,076	7,117	7,829		
		(73,090)	(75,430)	(18,565)	(19,084)	(1,302)	(1,433)		
中 部 No.2	倉吉市、泊村、東郷町、 羽合町、三朝町、関金町、 北条町、大栄町、東伯町、 赤碓町	122,263	123,000	38,074	38,989	2,670	2,937	岡山県(真庭郡、苫田郡の一部)	
		(11,699)	(11,770)	(3,229)	(3,319)	(227)	(250)		
西 部 No.3	米子市、境港市、中山町、 名和町、大山町、淀江町、 日吉津村、岸本町、会見 町、西伯町、溝口町、江 府町、日野町、日南町	246,111	254,000	63,004	64,770	4,421	4,863		
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
計		616,371	633,000	202,474	207,835	14,208	15,629		
		(84,789)	(87,200)	(21,794)	(22,403)	(1,529)	(1,863)		

花 き

流通圏 (No.)	区 域	流 通 圏 人 口		市 場 供 給 対 象 人 口		市 場 取 扱 量		他の流通圏との重複区域	備 考
		昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)	昭和63年度 (基準年度)	平成12年度 (目標年度)		
東 部 No 1	鳥取市、国府町、岩美町、 福部村、気高町、鹿野町、 青谷町、郡家町、船岡町、 河原町、八束町、若桜町、 用瀬町、佐治村、智頭町	人	人	人	人	トン	トン	倉吉市 岡山県(勝田郡の一部) 兵庫県(豊岡市、美方郡、城崎 郡の一部)	○1人・年間 消費量 63年度 39.1本 12年度 72.8本
		247,997 (86,204)	256,000 (86,900)	189,258 (24,588)	167,732 (21,812)	7,395 (961)	12,202 (1,586)		
中 部 No 2	倉吉市、泊村、東郷町、 羽合町、三朝町、関金町、 北条町、大柴町、東伯町、 赤碓町	人	人	人	人	トン	トン	岡山県(真庭郡の一部)	
		122,263 (11,580)	123,000 (11,650)	100,344 (1,922)	88,896 (1,689)	3,922 (75)	6,471 (123)		
西 部 No 3	米子市、境港市、中山町、 名和町、大山町、淀江町、 日吉津村、岸本町、会見 町、西伯町、溝口町、江 府町、日野町、日南町	人	人	人	人	トン	トン	赤碓町、東伯町 島根県(安来市、能義郡、八束 郡の一部)	
		246,111 (57,016)	254,000 (157,390)	377,721 (52,854)	334,629 (46,837)	14,767 (2,067)	24,366 (3,411)		
計		616,371 (152,800)	633,000 (157,390)	667,323 (79,864)	591,247 (70,338)	26,094 (3,103)	43,039 (5,120)		

3 卸売市場の配置計画

(1) 基本構想

ア 東部流通圏

鳥取市の鳥取市公設卸売市場を本圏の供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

イ 中部流通圏

倉吉市の青果物、水産物、花き各1市場を本圏域における供給市場として存置し、卸売機能の高度化等市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

ウ 西部流通圏

米子市の青果物(花きを含む。)3市場、水産物1市場及び境港市の青果物1市場を本圏域における供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

エ 水産物産地消費地市場

県営境港水産物地方卸売市場を産地市場部門と消費地市場部門の機能をもつ水産市場として存置し、西日本における流通から加工全般にわたる総合拠点基地として卸売機能の高度化等を必要とするときは整備計画の示すところにより整備するものとする。

オ 水産物産地市場

カ 中型産地

県東部の中核漁港として整備された網代、並びに、田後、賀露の沖合漁業を主対象とした集出荷体制の強化を図り、東部地区に

おける流通加工の拠点基地として整備する。なお、整備については、市場運営の主体となる漁協の合併構想等を勘案しながら、卸売市場の統合を図るものとする。

(4) 小型産地

漁業協同組合が開設する市場として、沿岸漁業を主対象とした小型産地があるが、これらは、中型産地との関連性、漁協の合併構想等を勘案しながら、卸売市場の統合を図り、中高級魚を主体とした集出荷体制の確立を目標として整備を推進する。

(2) 卸売市場の配備計画

流通圏 No				配置位置	当該流通圏既存市場		
青果物	花き	水産物(消)	水産物(産)		市町村名	市場名	区分
東 部 No 1	鳥	取	県	鳥取市	鳥取市	① 鳥取市公設地方卸売市場	公
				岩美町	岩美町	② 東漁業協同組合(産)(小規模) ③ 浦富漁業協同組合(産)(小規模) ④ 田後漁業協同組合地方卸売市場(産) ⑤ 網代港漁業協同組合地方卸売市場(産)	民 " " "
				福部村	福部村	⑥ 福部村漁業協同組合(産)(小規模)	民
				鳥取市	鳥取市	⑦ 賀露漁業協同組合地方卸売市場(産)	民
				気高町	気高町	⑧ 酒津漁業協同組合(産)(小規模) ⑨ 浜村漁業協同組合(産)(小規模)	民 "
				青谷町	青谷町	⑩ 青谷町漁業協同組合(産)(小規模) ⑪ 夏泊漁業協同組合(産)(小規模)	民 "
				倉吉市	倉吉市	⑫ 地方卸売市場倉吉青果株式会社 ⑬ 地方卸売市場倉吉魚市株式会社 ⑭ 地方卸売市場倉吉花き市場株式会社	民 " "
				泊村	泊村	⑮ 泊村漁業協同組合(産)(小規模)	民
				赤碕町	赤碕町	⑯ 赤碕町漁業協同組合地方卸売市場(産)	民
				西 部 No 3	域	全	城
境港市	境港市	㉑ 地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場	民				
中山町	中山町	㉒ 中山漁業協同組合(産)(小規模)	民				
名和町	名和町	㉓ 御来屋漁業協同組合(産)(小規模)	民				
淀江町	淀江町	㉔ 淀江漁業協同組合(産)(小規模)	民				
境港市	境港市	㉕ 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場(産・消)	公				

(注) 1 地方卸売市場とは、卸売場が青果物330㎡、水産物の消費市場200㎡、産地市場330㎡、花き200㎡以上の規模のものをいう。

2 上記規模未満の規模の市場は(小規模)として表示した。

3 市場名中(産)は産地市場、(産・消)は産地消費地市場である。

4 区分欄の公は公設、民は民営を表す。

市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度			卸売市場 整備地区 指定の有 無	備 考
			前期	後期	目標 以降		
			存置する。 青果物、水産物各々で卸売業者の統合に 努め、施設を整備する。	公	青果物 水産物 花 き		
網代漁港（新港）に岩美郡内の各漁協の 市場を統合し、施設を整備する。 （統合までは各市場を存置する。）	民	水産物	5				
存置する。	民	水産物					
気高郡内の各漁協の市場を統合し、施設 を整備する。 （統合までは各市場を存置する。）	民	水産物					
存置する。 存置する。 存置する。	民 " "	青果物 水産物 花 き					
存置する。	民	水産物					
存置する。	民	水産物					
存置する。 存置する。 存置する。 存置する。	民 " " "	青果物 花 き 青果物 花 き 青果物 花 き 水産物					
存置する。	民	青果物					
存置する。	民	水産物				漁協の合併 計画等に基 づき市場の 統合を推進 する。	
存置する。	民	水産物					
存置する。	民	水産物					
西日本の総合拠点基地とするため情報機 能の充実を図るとともに産地消費地市場 として整備する。	公	水産物	6				

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に

関する基本的指標

1 立地に関する事項

(1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。

(2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。

(3) 各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保される地形であること。

(4) 生鮮食品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類の類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物的流通技術の進歩等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

施 設	例	示
売 場 施 設	卸売場、仲卸売場、買荷保管・積込所、低温販売設備、活魚販売設備	卸売場、仲卸売場、買荷保管・積込所、低温販売
駐 車 施 設	駐車場	駐車場
管 理 施 設	管理事務所、業者事務所	管理事務所、業者事務所
貯 蔵 ・ 保 管 施 設	倉庫、冷蔵庫、ラック	倉庫、冷蔵庫、ラック
輸 送 ・ 搬 送 施 設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、ターレット、エレベーター、コンベア	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、ターレット、エレベーター、コンベア

加工処理施設

衛生施設

福利厚生施設

関連事業施設  
以上の施設に附帯する施設

バナナ熟成加工室、包装設備  
じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室  
入荷量表示設備、セリ機械設備、共同情報処理センター、コンピュータ、見学研修設備  
医療設備、休憩室、浴室、更衣室、従業員宿舎  
関連商品売場  
受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、別記「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置及び運営に関する事項

取扱量の見通しと輸送体系の変化に応じ搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。

(2) 低温流通の進展、輸送体系の変革、商品形態及び取引方法の変化、取扱品目の増加に対応して能率的な物的流通が確保されること。

(3) 搬入から搬出までの場内物流システムの開発導入を行い、省力化機器の体系的利用が確保されること。

(4) 卸売市場の多様な機能の発揮と周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティ機能を持つ

施設等関連施設の整備に留意するほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

#### 5 施設の構造に関する事項

取引方法の変化、情報化の進展、低温流通の進展、物的流通技術の進歩、省資源、省エネルギー等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造等恒久的な使用が可能なものとする。
- (2) 売場施設については、取引の効率化及び物的流通の円滑化が確保される構造とともに、特に、用地の狭隘な市場においては、立体化された構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮すること。

#### 第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項

##### 1 取引に関する事項

公正な安定的な取引の推進、適正な競争秩序の保持、情報機能の充実、流通経費の軽減、取引の公開性等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 公正・公平の視点と効率性の両面に配慮しつつ、消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場のもっている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映した取引ルールの確立とその遵守を図ること。
- (2) セリ方式の改善等取引の合理化に努めること。

(3) 小売形態の変化等に対応して、予約相対取引等の改善、普及・定着を図ること。

(4) 特定物品の拡大等相対取引の秩序ある導入を図ること。

(5) 産地及び消費地を通ずる情報の受発信機能を強化し、情報センターとしての機能の充実に努めること。

##### 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、流通の効率化、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化等に対応し、荷さばき、保管等の効率化と配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム・パレット輸送システム等の体系的利用により、物的流通の効率化と場内荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

#### 第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

##### 1 卸売業者の経営の近代化の目標

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化技術の導入等による労働生産性の向上に努めるものとする。



この場合、従業員一人当たり取扱高が目標年度において少なくとも次に示す水準を超えるよう努めるものとする。

卸売業者別 市場別	青果物卸売業者 百万円	水産物卸売業者 百万円	花き卸売業者 百万円
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	70	140	70

(注) この表に示す水準は、昭和63年の価格水準で示したものである。

- (2) 組織間の協調と相互牽制を図るため、営業部門、事務部門、管理部門等機能別組織編成を推進するものとする。
  - (3) 新規労働力の確保とその適切な配慮、熟練労働力の定着、経営者能力の開発等を推進し、職能に即した計画的かつ統制のとれた人的組織の確立に努めるものとする。
  - (4) 生産、消費両面の情報の収集、提供等を通ずる集荷販売機能の充実に努めるものとする。
  - (5) 資金計画、研究開発計画等計画的な経営管理システムの確立を図るとともに、その保有する経営資産の効率的な活用に努めるものとする。
- 2 その他重要事項
- (1) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適正な整備、運営に努めるものとし、地方公共団体が主たる出資者となり開設している卸売市場についても、これに準じて適正な整備、運営に努めるものとする。
  - (2) 卸売業者等商業機能の卸売市場への収容に当たっては、効率的な流通の確保の観点から、公正な競争を確保するよう配慮しつつ、統合等を通じ可能な限り大型化を図るものとする。

(3) 卸売業者については、特に次の事項に留意するものとする。

ア 需要者側の事態が変化の中で、加工・調整、配送等仲卸機能の強化を図る観点から、市場整備等の機会をとらえて統合による大型化を推進するとともに、共同方式による受注、配送及び情報管理等を推進する。

イ 大型小売店の仕入れ代行機能、専門小売店に対する商品開発・販売ノウハウ提供等の面での小売支援機能の強化を図ること。

ウ 情報機器の活用等による経営管理システムの確立を図ること。

(4) 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図るものとする。

(5) 休日の増加、最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場環境づくり等に努めるものとする。

(6) 衛生の保持、都市公害の防止等を図るため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、清掃設備の近代化等に努めるものとする。

(7) 災害時等の緊急の事態においても、卸売市場の機能が發揮されるよう運営、施設整備等の面で配慮するものとする。

【別 記】 卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場

の開場日数を考慮して1日当たりの流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{gt \cdot fi}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模

$gt$  : 目標年度における1日当たり流通の規模

$fi$  : 売場施設経路率

$\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

$R_i$  : 売場施設通路面積

$i$  : 各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$St = 25m^2 \cdot \left( \frac{gt}{\mu_0} + M \right)$$

$St$  : 目標年度における駐車場の必要規模

$gt$  : 目標年度における1日当たりの流通の規模

$\mu_0$  : 1台当たり積載数量

$M$  : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + St + R)$$

$S$  : 目標年度における市場用地の必要規模

$a$  : 増設余力指数

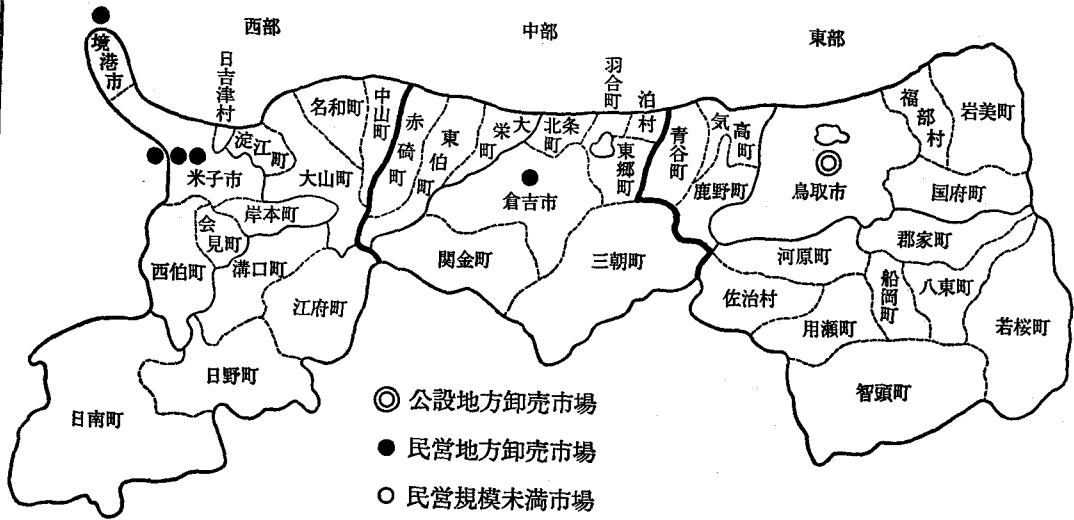
$S_i$  : 各施設の必要規模

$St$  : 駐車場の必要規模

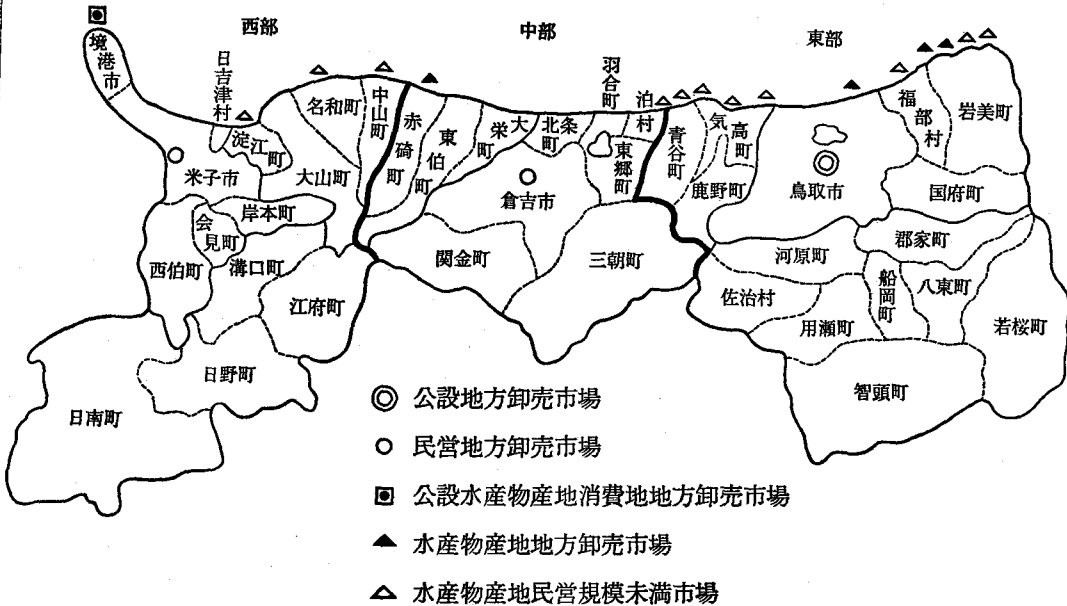
$R$  : 建物外部の通路の必要規模

流通圏区分図

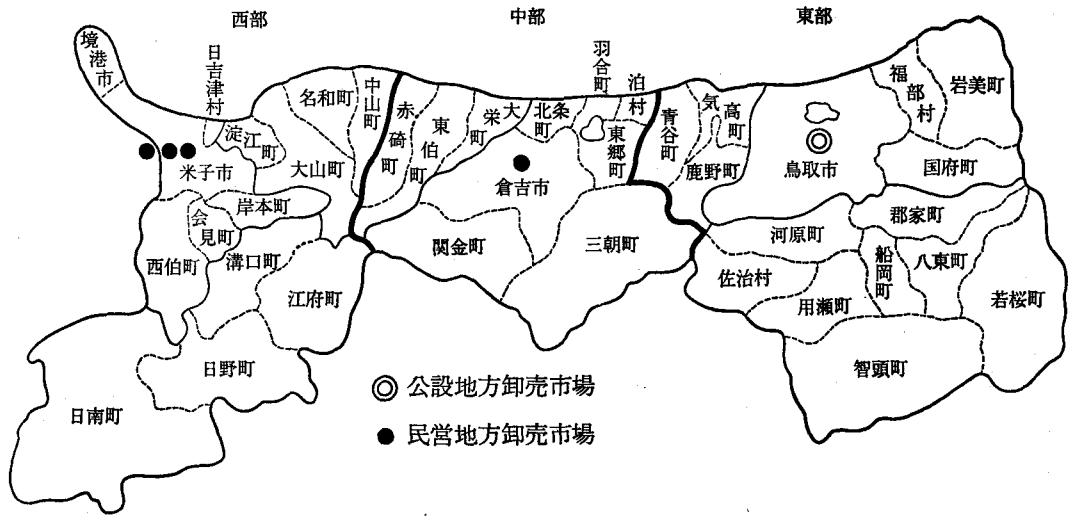
青果物流通圏区分図



水産物流通圏区分図



花き流通圏区分図



## 需要量及び市場取扱量の現状とその要通し

品目	年度 区分 流通圏	基 準 年 度 (昭 和 63 年 度)					
		1人当 たり 需要量	人 口	需 要 量	市場供給人口	市場取扱量	供給率
野	東 部	136.5 <sup>kg</sup>	247,997 <sup>人</sup> (86,641)	33,852 <sup>t</sup> (11,826)	128,958 <sup>人</sup> (19,408)	20,249 <sup>t</sup> (2,653)	52.0% (22.4)
	中 部	"	122,263 (44,918)	16,689 (6,131)	22,619 (4,088)	3,647 (558)	18.5 (9.1)
	西 部	"	246,111 (135,715)	33,594 (18,798)	183,845 (34,064)	29,802 (4,709)	74.7 (25.1)
菜	計	/	616,371 (269,274)	84,135 (36,755)	335,422 (57,560)	83,698 (7,920)	54.4 (21.5)
果	東 部	84.4	247,997 (86,641)	20,931 (7,313)	191,702 (28,678)	18,592 (2,422)	77.3 (33.1)
	中 部	"	122,263 (44,918)	10,319 (3,791)	22,863 (4,132)	2,281 (349)	18.7 (9.2)
	西 部	"	246,111 (137,715)	20,772 (11,623)	221,992 (41,590)	22,244 (3,515)	90.2 (30.2)
実	計	/	616,371 (269,274)	52,022 (22,727)	436,557 (74,400)	43,117 (6,286)	70.8 (27.7)
水 産 物	東 部	70.2	247,997 (73,090)	17,409 (5,131)	82,831 (18,565)	7,117 (1,302)	33.4 (25.4)
	中 部	"	122,263 (11,699)	8,583 (821)	34,845 (3,229)	2,670 (227)	28.5 (27.6)
	西 部	"	246,111 (—)	17,277 (—)	63,004 (—)	4,421 (—)	25.6 (—)
	計	/	616,371 (84,789)	43,269 (5,912)	180,680 (21,794)	14,208 (1,529)	29.3 (25.7)
花	東 部	39.1	247,997 (84,204)	9,697 (3,292)	164,670 (24,588)	7,395 (961)	66.4 (29.2)
	中 部	"	122,263 (11,580)	4,780 (453)	98,422 (1,922)	3,922 (75)	80.5 (16.6)
	西 部	"	246,111 (57,016)	9,623 (2,229)	324,867 (52,854)	14,767 (2,067)	132.0 (92.7)
き	計	/	616,371 (152,800)	24,100 (5,974)	587,959 (76,364)	26,094 (3,103)	95.4 (51.9)

(注) ( ) 内数字は県外流通圏分であり、人口、需要量、市場供給人口、供給率は上段数字の外数、市場取扱量は内数を示す。

目 標 年 度 (平成12年度)

1人当 り需要量	人 口	需 要 量	市場供給人口	市 場 取 扱 量	供 給 率
139.3 <sup>kg</sup>	256,000人 (89,420)	35,661 <sup>t</sup> (12,456)	138,496人 (20,924)	22,213 <sup>t</sup> (2,910)	54.1% (23.4)
"	123,000 (45,180)	17,134 (6,294)	24,354 (4,382)	4,001 (612)	19.8 (9.7)
"	254,000 (142,120)	35,382 (19,797)	197,612 (37,093)	32,693 (5,165)	77.8 (26.1)
/	633,000 (276,720)	88,177 (38,547)	360,462 (62,399)	58,907 (8,687)	57.0 (22.5)
83.2	256,000 (89,420)	21,299 (7,440)	203,776 (30,671)	19,503 (2,555)	79.6 (34.3)
"	123,000 (45,180)	10,234 (3,759)	24,354 (4,382)	2,393 (366)	19.8 (9.7)
"	254,000 (142,120)	21,133 (11,824)	236,220 (44,341)	23,334 (3,687)	93.0 (31.2)
/	633,000 (276,720)	52,666 (23,023)	464,350 (79,394)	45,230 (6,608)	73.3 (28.7)
75.2	256,000 (75,430)	19,251 (5,672)	84,992 (19,084)	7,829 (1,433)	33.2 (25.3)
"	123,000 (11,770)	9,250 (885)	35,670 (3,319)	2,937 (250)	29.0 (28.2)
"	254,000 (—)	19,101 (—)	64,770 (—)	4,863 (—)	25.5 (—)
/	633,000 (87,200)	47,602 (6,557)	185,432 (22,403)	15,629 (1,683)	29.3 (25.7)
72.8	256,000 (86,900)	18,637 (6,326)	145,920 (21,812)	12,202 (1,586)	57.0 (25.7)
"	123,000 (11,650)	8,954 (848)	87,207 (1,689)	6,471 (123)	70.9 (14.5)
"	254,000 (58,840)	18,491 (4,284)	287,792 (46,837)	24,366 (3,411)	113.3 (79.6)
/	633,000 (157,390)	46,082 (11,458)	520,909 (70,338)	43,039 (5,120)	82.3 (44.7)

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一冊一箇月三千元(送料を含む)】